

## 「改訂25版 建設業の許可の手びき」正誤表

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

頁 数	正	誤
258p～ 263p	別表(二) 次表に差し替えてください。	別表(二)

別表(二) 有資格コード一覧〔一般建設業〕

(注) 「1」…法第7条第2号イ該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験)  
 「4」…法第7条第2号ロ該当(10年以上の実務経験)  
 「7」…法第7条第2号ハ該当(国家資格取得者等)

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
0 1	法第7条第2号イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
0 2	法第7条第2号ロ 該当 (10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
1 1	1級建設機械施工技士	7																											
1 A	1級建設機械施工技士 (附則第4条該当)	7																											
1 2	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種)	7																											
1 B	2級建設機械施工技士 (第1種~第6種) (附則第4条該当)	7																											
1 3	1級土木施工管理技士	7																											
1 C	1級土木施工管理技士 (附則第4条該当)	7																											
1 4		土																											
		木																											
1 D		土																											
		木																											
1 D		土木 (附則第4条該当)																											
1 5	2級土木施工管理技士	鋼																											
		構造物塗装																											
1 6		乗																											
		波																											
1 E		注																											
		入																											
1 E		兼																											
		波																											
2 0	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
2 A	1級建築施工管理技士 (附則第4条該当)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

建設業法(技術検定) 合格証明書









コード	資格区分	建設業の種類																						
		土	建大	左	石	電	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圍	井	具	水	清	消
6 A	地すべり防止工事 (附則第4条該当)				7															7				7
4 0	基礎ぐい工事				7																			
6 2	建築設備士							7	7															
6 3	計装							7	7															
6 0	解体工事																							
9 9	その他 (上記に該当するものを除く)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
そ	他																							

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにおいて、は、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにおいて、は、選択科目を「製造作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにおいて、は、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの及び方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにおいて、は、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにおいて、は、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

(注6) 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにおいて、は、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。